

分類表

事業別内訳は、調査票第1面「11」欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)	土木工事(元請工事、新設)	06-01	土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等) ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、 解体 、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事を含みます。
	土木工事(元請工事、維持・補修)	06-02	
	土木工事(下請工事)	06-03	
	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)	06-04	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※ 建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)	06-05	
	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)	06-06	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的のすべてを含む。)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※ 建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)	06-07	
	住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	06-08	建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事) ※ 建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。
	機械装置等工事(元請工事、新設)	06-09	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事(建築設備を除く。)
	機械装置等工事(元請工事、維持・補修)	06-10	
	機械装置等工事(下請工事)	06-11	

建設事業の内容例示(続き)

- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- × 自己建設によらない土地分譲、建売事業 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-03 非住宅用建物販売サービス(新築)」

- 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備工事や昇降機等の工事
- × 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備や昇降機等の点検・検査 ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」

- × 建築物の建設設計、工事管理及び関連するコンサルタント
- × 測量や社会資本整備(道路、河川、港湾・空港、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画等)に係る設計、工事管理など ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

- プラント施設の設備の補修工事のみを行うサービス、プラント施設内の機械器具の保守・修理のみを行うサービス
- × プラントエンジニアリング(石油精製、化学、製鉄、発電等の製造設備の企画、設計、調査、施工、施工管理を一括して請け負うサービス)、プラントメンテナンス(石油精製、化学、製鉄、発電等の装置、工作物その他の機械類の複合体の性能を維持・改善することを目的とした設備管理、保全、整備、改善などの技術サービス) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

- × 道路の除雪 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
- × 道路以外の除雪(事業者向け) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯上記以外のサービス事業の収入」に該当
- × 道路以外の除雪(一般消費者向け) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当

- × 家具・建具等を購入して販売する事業 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	不動産販売サービス		
	新築住宅販売サービス	07-01	新築住宅(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス 【内容例示】 × 自ら建築施工した住宅の販売 ⇒ 「06-04 住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)」、「06-08 住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)」
	中古住宅販売サービス	07-02	中古住宅を販売するサービス
	非住宅用建物販売サービス(新築)	07-03	新築の非住宅用建物(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス 【内容例示】 × 自ら建築施工した非住宅用建物を販売するサービス ⇒ 「06-06 非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、新設)」、「06-07 非住宅建築工事・同設備工事(元請工事、維持・補修)」、「06-08 住宅・非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)」
	非住宅用建物販売サービス(中古)	07-04	中古の非住宅用建物を販売するサービス 【内容例示】 ○倉庫販売サービス(自ら建築施工を行わないもの)
	土地販売サービス	07-05	土地(取壊し予定の建物が付着している土地、農地を転用した土地や自社で新たに開発した土地も含む。)の譲渡 【内容例示】 × 建物と一体の敷地の販売 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-02 中古住宅販売サービス」、「07-03 非住宅用建物販売サービス(新築)」 × 土地の売買の代理・仲介サービス ⇒ 「07-06 不動産売買代理・仲介サービス」
	不動産代理・仲介サービス		
	不動産売買代理・仲介サービス	07-06	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	不動産賃貸代理・仲介サービス	07-07	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の賃貸を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	不動産賃貸サービス		
	住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス × 下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) × スポーツ施設提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 × シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 × 劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 × 集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」	

分類表

事業別内訳は、調査票第1面「11」欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	不動産賃貸サービス(続き)		
	収納スペース・会議室等賃貸サービス	07-10	自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス、会議に用いられる部屋やスペース・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 × 貸金庫サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩金融、保険事業の収入」に該当 × コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 会議室・ホール等を月又は年単位で賃貸するサービス ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)」 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ○シェアオフィス、会議室賃貸 × 劇場式ホール賃貸 ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 × 集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
	土地賃貸サービス	07-11	土地賃貸サービス
	不動産ファイナンスリース	07-12	建物(建物の敷地を含む。)をファイナンスリースするサービス
	サブリースサービス	07-13	賃貸物件管理事業者が建物・土地所有者等から利用の有無を問わず毎月一定の賃料を支払うことを条件に、建物・土地を賃借し、自らが転貸人となって利用者に転貸するサービス
	不動産管理サービス		
	駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 × 自転車等駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 駐車場のサブリースサービス ⇒ 「07-13 サブリースサービス」
	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)	07-15	住宅所有者(管理組合等を含む。)の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
	住宅管理サービス(賃貸住宅)	07-16	賃貸用住宅の所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」

注:事業別内訳「⑧」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について
 ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
 ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
 ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	不動産管理サービス(続き)		
	非住宅用建物管理サービス	07-17	非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
	土地管理サービス	07-18	土地所有者からの委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは土地の保全業務等の管理を行うサービス
⑧ 物品賃貸事業の収入	屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
	産業用機械器具のファイナンスリース		
	産業機械のファイナンスリース	08-01	産業機械をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鍛造機械、金型、半導体製造用機械のファイナンスリース
	工作機械のファイナンスリース	08-02	工作機械をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。)のファイナンスリース
	土木・建設機械のファイナンスリース	08-03	土木・建設機械及び建設資材をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板のファイナンスリース
	医療用機器のファイナンスリース	08-04	医療用機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のファイナンスリース
	商業用機械・設備のファイナンスリース	08-05	商業用機械・設備をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のファイナンスリース
	通信機器・関連機器のファイナンスリース	08-06	通信機器・関連機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのファイナンスリース
	サービス業用機械・設備のファイナンスリース	08-07	サービス業用機械・設備をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のファイナンスリース

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	産業用機械器具のファイナンスリース(続き)		
	その他の産業用機械器具のファイナンスリース	08-08	産業用機械器具のファイナンスリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のファイナンスリース
	事務用機械器具のファイナンスリース		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)のファイナンスリース	08-09	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む。)をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのファイナンスリース ○パッケージ化されたシステムのファイナンスリース ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩情報通信事業の収入」に該当
	事務用機器のファイナンスリース	08-10	事務用機器をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のファイナンスリース
	自動車のファイナンスリース		
	自動車のファイナンスリース(事業者向け)	08-11	自動車を事業者向けにファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けファイナンスリース
	自動車のファイナンスリース(一般消費者向け)	08-12	自動車を一般消費者向けにファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けファイナンスリース
	スポーツ・娯楽用品のファイナンスリース		
	スポーツ・娯楽用品のファイナンスリース	08-13	スポーツ用品・娯楽用品をファイナンスリースするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのファイナンスリース
	その他の物品のファイナンスリース		
	その他の物品のファイナンスリース	08-14	物品のファイナンスリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○福祉用具のファイナンスリース
	産業用機械器具のオペレーティングリース		
	産業機械のオペレーティングリース	08-15	産業機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械のオペレーティングリース
工作機械のオペレーティングリース	08-16	工作機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンター、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。)のオペレーティングリース	
土木・建設機械のオペレーティングリース	08-17	土木・建設機械及び建設資材をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締めめ機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板のオペレーティングリース	

注:事業別内訳「⑧」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について
 ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
 ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
 ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	産業用機械器具のオペレーティングリース(続き)		
	医療用機器のオペレーティングリース	08-18	医療用機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のオペレーティングリース
	商業用機械・設備のオペレーティングリース	08-19	商業用機械をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のオペレーティングリース
	通信機器・同関連機器のオペレーティングリース	08-20	通信機器・関連機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのオペレーティングリース
	サービス業用機械・設備のオペレーティングリース	08-21	サービス業用機械・設備をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のオペレーティングリース
	その他の産業用機械器具のオペレーティングリース	08-22	産業用機械器具のオペレーティングリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のオペレーティングリース
	事務用機械器具のオペレーティングリース		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)のオペレーティングリース	08-23	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む。)をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのオペレーティングリース ○パッケージ化されたシステムのオペレーティングリース ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩情報通信事業の収入」に該当
	事務用機器のオペレーティングリース	08-24	事務用機器をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のオペレーティングリース
	自動車のオペレーティングリース		
	自動車のオペレーティングリース(事業者向け)	08-25	自動車を事業者向けにオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けオペレーティングリース
	自動車のオペレーティングリース(一般消費者向け)	08-26	自動車を一般消費者向けにオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けオペレーティングリース
	スポーツ・娯楽用品のオペレーティングリース		
	スポーツ・娯楽用品のオペレーティングリース	08-27	スポーツ用品・娯楽用品をオペレーティングリースするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのオペレーティングリース

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑧、⑮、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑮、⑲」は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	その他の物品のオペレーティングリース		
	その他の物品のオペレーティングリース	08-28	物品のオペレーティングリースのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○福祉用具のオペレーティングリース
	産業用機械器具のレンタル		
	産業機械のレンタル	08-29	産業機械をレンタルするサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械のレンタル
	工作機械のレンタル	08-30	工作機械をレンタルするサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。.)のレンタル
	土木・建設機械のレンタル	08-31	土木・建設機械及び建設資材をレンタルするサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。.)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。.)、建設用足場資材、鋼矢板のレンタル
	医療用機器のレンタル	08-32	医療用機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器のレンタル
	商業用機械・設備のレンタル	08-33	商業用機械・設備をレンタルするサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品のレンタル
	通信機器・関連機器のレンタル	08-34	通信機器・関連機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビのレンタル
	サービス業用機械・設備のレンタル	08-35	サービス業用機械・設備をレンタルするサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機のレンタル
	その他の産業用機械器具のレンタル	08-36	産業用機械器具のレンタルのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。.)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材(業務用)、半導体の検査機器、農業用機械器具のレンタル
	事務用機械器具のレンタル		
	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む)のレンタル	08-37	電子計算機・関連機器(ソフトウェアを含む。)をレンタルするサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)、ソフトウェアのレンタル ○パッケージ化されたシステムのレンタル ×リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯情報通信事業の収入」に該当

注:事業別内訳「⑧」の「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」……………リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」……ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」……………リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑧ 物品賃貸事業の収入	事務用機械器具のレンタル(続き)		
	事務用機器のレンタル	08-38	事務用機器をレンタルするサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品のレンタル
	自動車のレンタル		
	自動車のレンタル(事業者向け)	08-39	自動車を事業者向けにレンタルするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の事業者向けレンタル
	自動車のレンタル(一般消費者向け)	08-40	自動車を一般消費者向けにレンタルするサービス 【内容例示】 ○乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車などの自動車の一般消費者向けレンタル
	スポーツ・娯楽用品のレンタル		
	スポーツ・娯楽用品のレンタル	08-41	スポーツ用品・娯楽用品をレンタルするサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのレンタル、自転車シェアリング
	福祉用具のレンタル		
	福祉用具のレンタル	08-42	福祉用具をレンタルするサービス 【内容例示】 ○車いす(附属品を含む。.)、特殊寝台(附属品を含む。.)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排せつ処理装置、腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)、簡易浴槽のレンタル
	その他の物品のレンタル(福祉用具のレンタルを除く)		
その他の物品のレンタル	08-43	物品のレンタルのうち、他に分類されないもの ※映画・演劇用品、音楽・映像記録物、衣しょうのレンタルを含みます。	
⑮ 生娯楽関連事業の収入	劇場賃貸サービス	15-36	劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ※映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービスを含みます。

分類表

事業別内訳は、調査票第1面【11】欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳【⑥、⑦、⑧、⑮、⑲】に対応しています。
 ※事業別内訳【⑮、⑲】は、分類表「建設、サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	19-00	事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備(車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等)サービス(※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。)、 産業機械を保守又は修理するサービス、 工作機械を保守又は修理するサービス、 土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、 医療用機器を保守又は修理するサービス、 商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、 サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、 事務用機器を保守又は修理するサービス、 スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス、 その他の物品の保守・修理サービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む。) ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベーターを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機 ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機(業務用)、空調設備(業務用)、照明機器(業務用)、音響機材(業務用)、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、半導体の検査機器、農業用機械器具 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム) ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○家庭用電気機械器具 ○家具、表具、家庭用品、装飾品 ○履物、時計、貴金属・宝石製品 ○絵画、工芸品など有形文化財 × 部品等の販売(工賃が発生しないもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑤】小売の商品販売額に該当 × 衣服の保守・修理サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑮】生活関連サービス、娯楽事業の収入に該当
			各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑫】運輸、郵便事業の収入に該当 × 土地改良区の賦課金 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑩】農業、林業、漁業の収入に該当

事業別内訳	建設、サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	建物維持管理サービス		
	ビルメンテナンスサービス	19-20	オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス 【内容例示】 ○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草(清掃・保守などを一括して請け負う場合) × 不動産賃貸の経営業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス ⇒ 「07-15 住宅管理サービス(賃貸住宅以外)」、「07-16 住宅管理サービス(賃貸住宅)」、「07-17 非住宅用建物管理サービス」
	その他の建物維持管理サービス	19-21	その他の建物維持管理サービス 【内容例示】 ○マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃 ○電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査 ○居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理 ○空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃 ○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草(清掃のみを請け負う場合) × オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 × 浄化槽清掃 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑨】上記以外のサービス事業の収入に該当 × 空気環境測定及び水質検査 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑩】学術研究、専門・技術サービス事業の収入に該当
	各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑫】運輸、郵便事業の収入に該当 × 土地改良区の賦課金 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑩】農業、林業、漁業の収入に該当
集会場賃貸サービス	19-32	式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ○多目的ホール、商品展示所、集会場 × 劇場、集会場、ホール等(月又は年単位で賃貸するサービス) ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)」 × 劇場式ホール(時間又は日数単位で賃貸するサービス) ⇒ 「15-36 劇場賃貸サービス」 × スポーツ施設 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の【⑮】生活関連サービス、娯楽事業の収入に該当	
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。	